

山口県報

平成20年
2月19日
(火曜日)

目 次

告示

救急病院の認定(医務保険課)……………一

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………三

建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)……………三



山口県告示第六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田三六五の一	平成二三、二、一一
下関市立豊浦病院	豊浦町大字小串七の三	〃 〃 〃
下関市立中央病院	向洋町二丁目一三番一号	〃 〃 〃

山口県告示第六十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平

成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 区域	山陽小野田市
二 検査の期日、場所等	

期 日	時 間	場 所
平成二〇、四、二二	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市商工センター
〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	山陽小野田市民館
〃 〃 〃	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	山陽小野田市本山公民館
〃 〃 〃	午後一時から午後三時まで	山陽小野田市赤崎公民館
〃 〃 〃	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市植生公民館
〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後三時まで	山陽小野田市厚陽公民館
〃 〃 〃	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山陽小野田市厚狭公民館
〃 〃 〃	午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで	山陽小野田市有帆公民館
〃 〃 〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市役所

平成二十年四月二十八日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

- 三 所在場所における定期検査の期間
平成二十年十月一日から同年十二月十九日まで
- 四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域	山口市
二 検査の期日、場所等	
期 日	平成二〇、五、八
時 間	午前一〇時から正午まで
場 所	山口市宮野公民館

所

- 一 区域の名称
下馬皿(6)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域
- 三 所在場所における定期検査の期間
平成二十年六月二十六日から同年八月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。
- 四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	柳井	耻	四五〇	一号
		天	四五〇八	二号
		德	八八七	三号
			四四九五	四号
			四四八六	五号
			四四八八	六号
			四四八八	七号
			四四八六地先	八号
			四四九一の四	九号
			四三九一の一	十号
			四三九三	十一号
			四三九三の五	十二号
			四五〇一の一	十三号
			四五〇四	十四号

山口県告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十年二月十九日

山口県知事 二井 関 成

意見の聴取の理由
第一種住居地域内の山陽小野田市大字有帆字西見取八四六の一四において自動車修理工場を新築することについて

意見の聴取の場
山陽小野田市有帆公民館

意見の聴取の期日
平成二十年二月二十五日（月曜日）午後二時

平成二十年二月十九日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）